美濃國郡上郡鷲見村字會津

土地支配人　太郎右エ門

嘉永五年正月十五日　性名改正の際

右は元も古き屋敷なる故を以て古屋と改性

それより　古屋太郎右エ門とす

大元祖　敬願寺由緒傳記

雲光山　敬願寺　覚成坊

鷲見加賀守頼保

山口才三郎　傳記

夫いにしへ就鷲見の監觴を尋ねに神武天皇三年代

天皇の御宇（今日より一四一四年前）大和國堂上藤原小將滿敏達

近の末葉藤原左エ門尉武者修業に罷出諸

國遍歴の内美濃國武儀郡（寺院三年より郡上郡となる）飛彈

國境まで来り雲ト山嶽の麓なる霞ト洞と申所にて

休息いたし屋寝したるに夢となく現となく老翁来り此の

地は由緒あれば住居いたし可然と見て夢覚め、
藤原左門尉倩思いけるは扨も不思議なる夢を見しものかな かゝる深山にて面白からんと 元来勇猛豪胆の者なれば此處に住居致きんと 山の口元に柴の庵を結び山畑を拵えて暮しける 飛州何某より妻を迎え子を設け山の口に住みし由緒によりて 俗称を山口才三郎と名付しなり 其の頃は法相宗長瀧寺配下なりけるが 天長五年に長瀧寺天台宗に日光より改なされ 才三郎盛長其の後白山妙理大権現十一面観音自在尊を日頃信念いたしけるに 正應三年長瀧寺白山中社普請有之出来いたし 其の社の内養老七年（四十代元正天皇）

時代奈良の都より下りたまいし元正天皇一刀三礼の十一面観音或夜才三郎へ夢の告に長瀧寺へ迎ひに来るべしと見て夢覚め 才三郎はさても有難き霊夢なりと直様長瀧寺へ迎に行きけるに十一面観音の祠へ立寄り礼拝すれども見えたまわず不審に思い堂の縁側へ出ければ即ち縁側へ十一面観音出現まします 才三郎は弥尊崇し奉り礼拝数度に及び伏奉し帰りしとなり

是即ち鷲見村氏神也

後長瀧寺配下と成り（長瀧寺に戻すと相成 今長慈寺にあり 鷲見になし）

時に大宮天皇御二男時丸君様承久三年御誕生まします 折節正月二日夜御夢に是より東北に

当て鷲の巣籠有りと見たまい是正夢也さがして見るべしと勅命下り武茂守は使人三十四人を召連れ東北さして尋ねたづねるに美濃國長良川に差しかゝりければ鷲の羽流れ来り取揚げ見れば四尺七寸も有之鷲の大石打といへる羽也白羽にて紺字にて鮮に八幡といへる文字あり不審に思い是より山奥に鷲の巣有るべき事は必定なり考へたら八幡といへる文字の顕然たる事神霊なるべしと其羽をおいただき那上をさして登りける然るに東乙原といえ所に休みけるに遥向うに虚空を見れば大鳥の舞いこゝるを見て鷲ならんといへるけれども鷲にはあらず鴻なるべしといへり夫より名付けて東乙原に鴻と云ふ所なり武茂権守は追々山深く入りけるに其の頃は那上八幡は野原なりける小野村に止宿して夫より上三保・明方と手勢を分け行けるに取持したる鷲の石打羽根八幡宮の神霊なれば此所に残し置くべしと鎮守となすべしと其所の岩の穴にさし置かれしなり小野村百性集って氏神と祠りけり是小野村八幡宮の御神体なり其の頃より折々寄瑞あり然るに武茂権守は上三保へ尋ね行けるに徳永村にて茲彼所と捜り八日逗留せし故に今の八日町といえるより又二日町も右同様二日逗留して捜せし故に二日町と名付しと云ふ

夫より追々に分登り飛騨境に至り岩高村小左
エ門といへる者の方にて止宿して其の近辺の山洞
を窺い捜し求るに霞ヶ洞といへる所へ来りければ
山口才三郎といへるもの此木の庵を結び居りければ夫へ
便り鷲の巣を尋ね来たりし事委細に語りけ
れば山口才三郎申しければ此の山の絶頂は雲ヶ
嶽といへる高山なり若しや是にあらんかといへる故こ
こに足を止めて捜し見んと霞ヶ洞に小城・大城
と号す二ヶ所陣屋を構え七日余り逗留して
日々に才三郎案内にてあなたこなたと捜しけるに今も
其所を小城・大城といへりしかれども鷲の巣捜
し求めざれば岩高村小左エ門は見舞に来り

長々に相成候へば御労も如何と伺ひに来り
なり一先私方へ御戻り御休息可然と申
しければ武兵衛も山口才三郎へ篤と相
頼置小左エ門方へ同道致し帰りけるに然るに
山口才三郎寂考諸方を尋廻り尋ね
ければ弐日盆四ツ時頃と思ふ折節大清水
といへる處へ鷲の大鳥水盃に来りしを見この
行先を考慕ひ見るに雲ヶ嶽の絶頂へ飛行
夫より毎日大清水へ心を配り居りければいつもの
如く鷲水盃に来たる事再三度に及ぶ其の後
を伺ひ見るに雲ヶ嶽絶頂に鷲の巣見えければ
山口才三郎は急ぎ岩高村に小左エ門方罷

越武蕊権守、其の由注進いたしければ大いに歎び直様才三郎同道にて霞ヶ洞へ登りけるに鷲の声わずかに二声きこへければ勇みすゝんでかけ登る。今に其所を二声といふ。夫より六七丁登りければまた二声大きにきこえければ弥皆悦びける。今に其所を大二声といへり。又四五丁も登りければ鷲の羽根落てあれば拾い取りながらすゝみける。今其所を羽落といふなり。夫より暫く行き休息して烏帽子もぬぎ木の枝にかけ給いける故に今に其所を烏帽子掛と云へり。夫より才三郎方へ行き休息あり。銘々にもの具、携刀、武蕊権守は大弓を携へ手勢打揃い才三郎が

案内にて雲ヶ嶽へと心ざす。深山なれば藪を打拂ひ分登る道に見あくれば鷲の巣と見えて大木の中に鳥の巣の形なり。間近くわけのぼり能く能く見れば鷲は人の来るを伺いけるや傍の枝に大鳥とまりこ居るを見て武蕊権守既に大弓に矢をつがいぎりぎりと引しぼり丁とはなちければあやまたず矢先にかゝりながら鷲は人ゝを見かけてとびきたりつかみ付かんとせし処、各太刀を引ぬいてさし通す。雄鳥を射ければ雄鳥もつゞいて飛び来りけるを兼て才三郎左手より傳はりし秘相の太刀を帯しければ抜く手も見せず何の苦もなく差通す。終に二羽共打取る。夫より鷲の巣を手勢の者に下させて

子を生取りければ一同悦ぶ事限りなし
岩高村小左衛門は其の由をきき向いに来り悦び
皆々小左衛門方へ同道して暫く休足あり
夫より岩高村を向鷲見と号し
才三郎在所を鷲見村と号し
其の近在八ヶ村を鷲見郷と号す
斯て武蔵権守は鷲鳥三羽子鳥を生捕に
して籠に入れ飛ぶ如くに道を急ぎ都帝皇へ
有し次第申上鷲鳥を献じ奉りければ御満足
斜ならず御感悦浅からずして其の後建長三年
五月十三日（八十八代御深草天皇時代）武蔵権守へ御褒
美として家名鷲見加賀守頼保と下したまへり

上代より美濃國鷲見庄鷲見八ヶ村川西川東と
永代知行千六百三十三石に下置則ち御役料に向
鷲見村に一城を築き当時御普請奉行稲
葉大膳に仰付同年八月三日御城出来に付
鷲見加賀守頼保居城ぬいける然るに
山口才三郎を御召しに相成り其の許義此の
度の格別の働にて事成就いたし其の上其の方
は往古より地付の者なれば大屋といふものなり
向後手前同様鷲見大屋九兵衛と相改め
第一番獨札申付御紋を被下角剣菱御免成
御判も大屋といたし相用い候様被仰出格別のあ
しらい有之 注に曰く山口才三郎を大屋九兵衛と改む

其の後家督相続にて永く相続きたるも
建長五年戊未八月三日御城出来祝席に於て
山口才三郎と大屋九兵衛と改称す、
建長七年西三月中旬内土地支配人として弟
太郎右ヱ門を分家一家創立致したり
其の後大屋太郎左ヱ門は長瀧寺配下覚成坊
といへる寺となりたり文明の頃長瀧寺配下本願
寺末寺に改宗いたし敬願寺となる
或時才三郎鷲を打ちし照差所持いたす処其照
差を帯し道中いたせしに人を切りし夢を見て覚
めて後其照差を抜き見るに血をしして有之あやうき
事に思い白さやにいたし氏神へ納る至りて、名刀のもし

然るに鷲見加賀守より大屋九兵衛へ被仰渡
候には其の儀正月十五日禁帝大判の節年
年罷登り御祝儀申上候様被仰付奉畏り候
困りて代々参内仕度処其後差支有之一ヶ年御断り
申上候従御上様より御年越御祝ヶ御酒太平
壺に被下置と事有扱又東家の家老遠藤大蔵
守へ大屋御目見被仰付例月朔日十五日御酒御
招伴ト被出遠藤大蔵守は赤音山の城東七郎
左ヱ門没落の節討死いたすなり其の後遠藤但馬
守五所村長渕といへる所へ船遊参り御出に成し処
鷲見大屋通りかゝし処遠藤殿の御目に留り御船
より大屋大屋と御よびかけ給へり大屋御傍へ立寄け

れば御舟の中へ召よびいて御酒を下され数盃頂戴いたし最早御免下されと申しければもう一つと仰せられけれ共辞退いたしければ何なりと其方のぞみのものを看におきたくと大盃を被下ける然らば此の渕を下さるべしと申ければその通り此の渕をおきたくと仰されける中え御近習の大盃に酒をつぎければ有がたく頂戴いたし酒を盃みほし、重ねてより此の渕を大屋ヶ渕となし被下よと申しける夫より大屋が渕といへり

然るに其夜其の渕にて遠藤侯御慰に夜網などされければ鷲見大屋そのよをきき其所へわざわざ参り此の渕は今日我等殿様より貰いし渕なり夜網する事無用といふて石を打ち帰りける、

其の翌日遠藤様へ御礼に参り御目通りいたし申しけるは昨日私頂戴仕候五町の渕にて夜前夜網いたせしものあり仍て私石を打帰しといければ扨々それは此の方なりと仰せられければ夫は危き事石があたらいて重畳と申しける、殿様被仰けるに夜網の事は慰なれば不省いたし可申と其の代りに夜網度毎々其の方へ鮎をさし上申べしと仰せられ夫より夜網の節には鮎五十三匹づつ御足輕を付御小人に為持下しとなり此の渕五町お渕は大屋渕といふ、

其の後遠藤左門様常春殿御嫡子御誕生に成打節鷲見大屋御様嫌伺に出ければ幸の時節来りし出生の子に名を付けよとの仰に畏り奉り

暫く相考岩は堅きもの松は常盤木千代を重ね芽出度ものなれば岩松丸と御名を付自身にかむり居たる頭巾をぬぎ是を岩松丸へ着せ置申べしとき、しける、夫より大屋は御祝儀として國継の刀を差上奉りければ御感悦斜ならず鷲見大屋へ黒鹿毛の馬を一疋下されける 打節岩松丸へきせし頭巾を見れば洗だくしてきれいにしてかぶせてあるゆえ大屋申しけるは頭巾を垢付のまゝかぶせればよいに洗てかぶせれば短命にならなければよいがと申やーなり

鷲見家由緒

頼保武蔵権守

建長三年五月十二日

右者鷲見加賀守頼保ト改称ス

鷲見家

天正十二年鷲見兵補後ヶ左エ門大島村百性

保房寺平加州金沢に住す 士白鳥村渡辺沿右門妻

郡上郡目城に居住の人 東ト縁守

向鷲見村にあり ・ 穴洞村にあり

当国西牧谷にあり

この敬願寺文書と濃北一覧はほとんど内容が同じで、敬願寺は嘉永五年、濃北一覧は嘉永四年となっているが、濃北一覧は文中に「嘉永六年まで」とあるので、敬願寺文書が濃北一覧の元本であると判断した。この最初に由来が書いてあり、大屋氏（山口才三郎）のことが中心に書いてあるわけがわかるので、濃北一覧ではなくこちらを取り上げた。ただしこの原本は見つかっていない。

なお、鷲見の大屋氏はその後、鷲見大屋と名乗り、その家系はかなり古い。

これは鷲見にある墓で、「改名従（より）山口才三郎　四十六世　釋願良」と書いてある。